新井　壽　池田　二郎
貴多　明淳　黒岩　巨勝
酒井　勉　武田　信行
橋積　義之　山崎　滋
従六位に叙する（各通）
中馬　俊幸　永見　彊
蛭田　成　三宅　人
吉原　利明
正七位に叙する（各通）
紫垣　保
従七位に叙する（各通）
宮崎　和典
正八位に叙する（以上七月一日）
西山　重信　安元　政人
従五位に叙する
植田　益光
正六位に叙する（各通）
宮島　嚴
正七位に叙する（以上七月二日）
藏地　孝男
従七位に叙する（以上七月三日）
鬼ヶ原文雄
従四位に叙する
宮田　幹夫
正六位に叙する
石垣　勝信
正七位に叙する（各通）
倉重　好雄
従七位に叙する（以上七月四日）
折田　兼至
従五位に叙する
陰木　宣之
正六位に叙する
（准海尉）
松岡　伸一
従七位に叙する（以上七月五日）

○叙勲

佐々木照彦　佐々木文男
旭日単光章を授ける（各通）（六月二十八日）
川島　正晴　瀬戸山史郎
旭日双光章を授ける（各通）
野呂　俊夫　船渡　一徳
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
大貝　泰三　加納　博司
佐伯　克哉　白須　秀夫
直井　幸代　中島　治夫
湯澤　知治　矢内　清一
安元　政人　佐伯　克哉
宮崎　和典　植木　幹大
西山　重信　陰木　宣之
蛭田　成　三宅　人　松岡　伸一
吉原　利明　折田　兼至
紫垣　保　藏地　孝男
宮島　嚴　柳本　利男
植田　益光　村上　昭　山本　丈夫
鬼ヶ原文雄　岡野　安男
宮田　幹夫　奥村唯三郎
石垣　勝信　高橋　巖
倉重　好雄　綱川　任茂
折田　兼至　中村　和平
藏地　孝男　柳本　利男
陰木　宣之　松岡　伸一
松岡　伸一　陰木　宣之
倉重　好雄　折田　兼至
折田　兼至　藏地　孝男
藏地　孝男　柳本　利男
柳本　利男　加納　博司

旭日小綬章を授ける
下坂　虎夫　白須　秀夫
瀬尻　清春　中島　治夫
（福島県石川町議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
矢内　清一　佐伯　克哉
旭日双光章を授ける（七月一日）
石山　凡夫　岩室　久司
奥森　惣一　植木　幹大
瑞宝双光章を授ける（各通）
池之上一穂　眞田　衛
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十八日）
坂入　正夫　飛松　謙三
伊谷　正裕　岡本　廣
荻野　菊男　奥村唯三郎
高橋　巖　紀成　高示
村上　昭　中村　和平
瑞宝双光章を授ける（各通）
山本　丈夫　綱川　任茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）
菊川　敬一　小坂三重雄
山田　健三
永山　有幸
瑞宝小綬章を授ける
秋山　邦男　小川　哲朗
岸本八治郎　佐藤　末好
藤森　敏夫　松崎　功　南　眞澄
（警視正）　養部　健二
宮崎　宰
瑞宝双光章を授ける（各通）
田村　寛道　能登山幸喜　藤田　重造
松永　芳照　山口　富義
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三十日）
長尾　儀一
（京都市立芸術大学名誉教授）
藤崎　誠
瑞宝小綬章を授ける（各通）
池田　二郎　石井　至誠
荒木　公雄　岡部　正人　於保　益男
大貝　泰三　重村　淑郎　谷口　實
貴多　明淳　直井　幸代　永見　彊
豊嶋　文夫　二上　俊一　柳　和宏
橋積　義之　吉岡　昭信　吉川　昭光
矢部　壽光
吉原　利明
瑞宝双光章を授ける（各通）
紫垣　保　武田　信行
波佐本　邁　蛭田　成
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
植田　益光　佐藤　昭敏　宮島　嚴
瑞宝単光章を授ける（以上七月二日）
稲葉　清吉　藏地　孝男
瑞宝単光章を授ける（各通）（七月三日）
漆間　啓二　折田　兼至
瑞宝単光章を授ける（各通）（七月四日）
陰木　宣之
瑞宝双光章を授ける
（准海尉）
松岡　伸一
瑞宝単光章を授ける（以上七月五日）

皇室事項

信任状捧呈式

八月二日午前十時、宮中において、新任本邦駐在ベナン国特命全権大使ルフィン・ゾマホンの信任状捧呈式を行われた。

八月二日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ニュージーランド国特命全権大使ウィリアム・マーク・シンクレアの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人小木曽國隆は願により公証人を免ぜられた。

山舗弥一郎は公証人に任命され、東京法務局所属公証人小木曽國隆の後任を命ぜられた。（以上七月二十九日）（法務省）

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

中部地方交通審議会は、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から２週間以内に中部運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号460－8528愛知県名古屋市中区三の丸二丁目２番１号」あて提出されたい。

1　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む職員（船長を含む。）及び部員に係る特定最低賃金の改正の決定について

2　適用する地域　中部運輸局の管轄区域

3　適用する使用者　旅客運送の用に供する船舶（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、上記２の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

(1)　平水区域を航行区域とする船舶

(2)　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

(3)　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

平成24年8月6日

中部地方交通審議会会長　黒田　達朗

国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第五条第四項の規定に基づく国土調査の指定をしたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年八月六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　国土調査として指定された年月日

平成二十四年七月二十五日

二　調査を行う者の名称

静岡県

三　調査地域

静岡県賀茂郡松崎町江奈及び桜田の一部

四　調査期間

平成二十四年七月二十五日から平成二十五年三月十五日まで